

# Bi-Weekly Newsletter

Mar 27, 2019 | ISSUE 17

## I. 統計資料

02

- 直近5年間における決算関連上場廃止企業の現況

## II. 産業ニュース

02

- 韓国、EU租税分野非協力地域(EUリスト)から最終的に除外

## III. 最新事例・判例

03

- 国内源泉勤労所得 이슈(事前-2019-法令解釈国租-0061,2019.02.20.)
- 非居住者が内国法人の役員として受け取る給与は国内源泉勤労所得に該当するか

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

### Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・ Cholジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジヨン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com



## I. 直近5年間における決算関連上場廃止企業の現況

- 韓国取引所報道資料(<http://www.krx.co.kr>)

### 主な内容

- 韓国取引所は12月末決算法人の決算シーズンの到来で、直近5年間の定期決算にかかる上場廃止法人の現況を分析して、発生頻度の高い上場廃止理由に関する注意を促した。
- 該当資料によると、直近5年間に上場廃止された企業139社の中で、決算に関する理由により上場廃止された企業は55社であった。
- 特に、55社のうち監査意見非適正を理由に上場廃止された企業は、下記のように36社に達することを確認でき、最近厳しくなった会計監査基準を考慮すると、会社は監査人の監査意見に特に留意する必要があると思われる。

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	合計
監査意見非適正	5	6	6	6	13	36
資本食込	5	6	3	2	-	16
事業報告書未提出	1	-	-	-	-	1
大規模な損失など	2	-	-	1(*)	-	2(*)
合計	13	12	9	8(*)	13	55

(\*) 資本食込および大規模な損失の二つの理由が重複して発生した1社を除外

## II. 韓国、EU租税分野非協力地域(EUリスト)から最終的に除外

- 企画財政部報道資料(<http://www.moef.go.kr>)

- 企画財政部は2019年3月12日、EU経済財政理事会(ECOFIN)において、EU租税分野非協力地域(EUリスト)から韓国が完全に除外されることが最終決定されたと発表した。
- EUは2017年12月に韓国の「外国人投資企業に対する法人税減免制度」が非居住者にのみ適用され、EUの公平課税原則に反すると見て韓国を「租税分野非協力地域」に指定したことがある。
- 韓国とともに代表的な租税分野非協力地域として、UAE、モンゴル、パナマ、バルバドス、マカオなどが含まれていた。
- 韓国は「租税分野非協力地域」指定に対して、2018年末までに同制度を改善することを約束し、「制度改善約束地域」(Gray list)名簿に含まれた(2018年1月)。2018年上半期に関係部署TF運営などを通じて既存外国人投資制度の実効性を検討後、経済情勢の変化に合わせて外国投資法人税減免を廃止して、新しい成長産業・投資・就業を中心に投資誘致支援制度の改編案を設けるに至っていた(2018年7月)。
- このようなプロセスの一環として2018年12月24日に租税特例制限法が改正され、外国人投資法人税減免制度が廃止された(2019年1月1日から廃止)。
- 企画財政部は、今回のEUリスト完全除外決定は今までの韓国の国際基準遵守の努力が国際社会において認められたものとし、今後、内・外国資本間の課税公平を向上して国際基準を遵守するための努力を続けていくことを明らかにしている。韓国は税制運営の側面から、国際的な水準をより一層重視すると予想される。

### 1. 事実関係

- 申請法人はソフトウェア開発業を主たる業務として営む法人で、申請法人の北米地域本部事業サービスおよび全般的なレポートを担当する米国居住者を申請法人の役員に選任する。
- 該当米国居住者は、申請法人の米国子会社で勤務していた者で、申請法人と役員委託契約を締結して申請日現在において申請法人と申請法人の米国子会社に兼職している状態である。

### 2. 質問内容

- 非居住者が内国法人の役員として受け取る給与は国内源泉勤労所得に該当するか

### 3. 回答内容

- 内国法人が非居住者(米国居住者)を採用して米国でのみ勤労を提供するようにして対価を支払う場合、同対価は非居住者の国内源泉勤労所得に該当しないものの、非居住者が役員として報酬の支払い原因となる職務を国内で行っている場合には、該当非居住者に支払う報酬は所得税法第119条第7号および韓米租税条約第19条で規定する国内源泉勤労所得に該当する。
- 該当非居住者の職務が国内で行われるか否かは、取締役会に出席して会社の重要な意思決定事項に議決権を行使するかなどを総合的に考慮して事実判断する事項である。

### 4. 関連法令など

- 所得税法第2条【納税義務】

① 次の各号のいずれかに該当する個人は、この法により各自の所得に対する所得税を納付する義務を負う。

2. 非居住者として国内源泉所得がある個人

- 所得税法第119条【非居住者の国内源泉所得】

非居住者の国内源泉所得は次の各号のように区分する。

7. 国内源泉勤労所得: 国内で提供する勤労と大統領令で定める勤労の対価として受け取る所得

- 韓・米租税条約第19条【勤労所得】

1. 法人の職員として提供した役務に対する報酬を含んで、被雇用人として提供した労務または人的役務から一方締約国の居住者である個人によって発生する賃金、給与およびこれと類似した報酬は同一方締約国によって課税される。下記(2)項に規定された場合を除いて他方締約国内の源泉から発生する報酬は同他方締約国によっても課税できる。

© 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.